（罰則に関する経過措置）

第七条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第九条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（有線電気通信法の一部改正）

第十条　有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第百六十四条第二項」を「第百六十四条第三項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十一条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五十一号㈠中「又は」を「（更新の登録を除く。）又は」に改め、同表第五十四号㈠中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十二条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十六の項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正）

第十三条　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第四条（」を「第四条第一項（」に、「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

政令

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

刑法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年五月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十八号

刑法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

刑法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十七年六月一日とする。

法務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　安倍　晋三

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年五月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十九号

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十二条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十五人」を「二十六人」に改める。

附則第二項中「二十五人」を「二十六人」に、「二十六人」を「二十七人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第二号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）及び関係法令の規定に基づき、並びに同法及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）を実施するため、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年五月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫
防衛大臣　中谷　元